

「令和3年度の土木事業の要望を受け付けます」

地域の道路・水路について困ったことや気づいたことがあれば、町内会へ相談してください。公共性があるものは町内会を通して市で対応を検討します。ただし、個人のためだけに必要となるものは対応できません。

各町内会から市への提出期限は令和2年12月4日（金）です。

よくある相談内容

- ・舗装に穴ぼこがある。
- ・側溝に水がたまり流れが悪い。
- ・側溝のふたが割れている。
- ・交差点の見通しが悪い。
- ・通学路の安全を確保してほしい。

※緊急性がある場合は、市に直接ご連絡ください。

問い合わせ先 土木課・維持管理課（71-2239、71-2274）

#### 通学路整備事例



整備前



整備後